

「山梨県世界遺産富士山基本条例（仮称）」（骨子案）（概要版）

条例の目的

富士山の保全について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにし、並びに富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって富士山の後世への継承に資すること。

※ 富士山：世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山

基本理念

- ① 富士山の保全は、富士山の所在する場所及びその周辺の地域の良い景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られるとともに、富士山を構成する個々の文化財が適切に保存され、及び管理されることを旨として、行われなければならない。
- ② 富士山の保全は、人々が安全に安心して富士山及びその周辺の地域を来訪することができる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- ③ 富士山の保全は、関係地方公共団体、民間団体等との相互の密接な連携の下に、行われなければならない。

関係者の責務・役割

県の責務

- ① 富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務
- ② 国、関係地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携して、富士山の保全に関する施策を推進するための体制を整備

県民・来訪者の役割

- ① 富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組むよう努める
- ② 県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割

- ① 事業活動に関し、富士山の所在する場所及びその周辺の地域の良い景観の形成及び自然環境の保全、文化財の保護、来訪者の安全の確保その他の富士山の保全について配慮する。
- ② 県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努める。

基本的施策

- ① 良好な景観の保全等に影響を及ぼすと認められる施策の策定等に当たっての県の配慮義務
- ② 良好な景観の形成及び自然環境の保全のための措置
- ③ 富士山を構成する個々の文化財の適切な保存・管理を図るための措置
- ④ 来訪者の特定の時期への集中による影響の防止
- ⑤ 富士山の保全に関する学習の機会・情報の提供
- ⑥ 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- ⑦ 富士山及び周辺地域への安全・安心な来訪のための措置
- ⑧ 登山者が遵守すべき事項等の周知

巡視、調査研究等の実施

富士山の保全に関する施策の適正な実施に必要な巡視、調査研究等を実施

巡視、調査研究等の体制の整備

富士山の自然環境の状況を把握し、富士山世界遺産の保全に関する施策を適正に実施するために必要な巡視等の体制を整備

協力要請・財政上の措置

- ① 富士登山をする者に対し、富士山の保全に関する施策を円滑に推進するための資金のうえんその他の必要な協力を求めるよう努める。
- ② 富士山の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【期待される効果】 官民一体となって、将来にわたり富士山の保全に着実に取り組むことが可能となり、富士山の後世への継承に資する。